

第 26 回

岩手中部水道企業団議会定例会 会 議 録

令和 5 年 10 月 30 日 開 会

令和 5 年 10 月 30 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第26回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和5年10月30日 (月曜日) 午後3時00分

2 閉会 令和5年10月30日 (月曜日) 午後5時00分

3 議事日程

日時 令和5年10月30日 (月曜日) 午後3時00分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 業務報告

第6 現金出納検査の報告

第7 一般質問

第8 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

第9 報告第2号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第10 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第11 議案第8号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

第12 議案第9号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

第13 議案第10号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番 及川恒雄君

2番 伊藤忠宏君

3番 菊池勝君

4番 平野明紀君

5番 照井明子君

6番 若柳良明君

7番 佐藤現君

8番 太田洋市君

9番	佐藤光夫君	10番	高橋敬子君
11番	武田勝君	12番	小原享子君

6 欠席議員（なし）

7 会議録署名議員

7番	佐藤現君	8番	太田洋市君
----	------	----	-------

8 説明のため出席した者

企 業 長	八重樫 浩 文 君
副 企 業 長 代 理 （花巻市副市長）	八重樫 和 彦 君
副 企 業 長	熊 谷 泉 君
〃	及 川 義 明 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
監査委員職務執行者	萬 久 也 君
局 長	木 村 仁 君
技 監	八重樫 和 博 君
総 務 課 長	久保田 幸 喜 君
営 業 企 画 課 長	照 井 秋 彦 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 清 基 君
管 路 課 長	小田嶋 伸 君
施 設 第 一 課 長	高 橋 文 也 君
施 設 第 一 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	佐 賀 裕 行 君
営 業 企 画 課 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	平 賀 聡 樹 君
営 業 企 画 課 経 営 企 画 係 長	菅 原 健 志 君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	熊 谷 弘 昭 君
花巻市市民生活部長	伊 藤 理 恵 君

紫 波 町 建 設 部 長

谷 地 和 也 君

10 職務のため議場に出席した職員

書
(総 務 課 課 長 補 佐)

記

伊 藤 剛 志 君

書
(総 務 課 総 務 係 長)

記

高 橋 直 希 君

午後 3時00分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第26回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 3時00分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

紫波町議会から選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定します。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（木村 仁君） 9番佐藤光夫議員、10番高橋敬子議員。

以上であります。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

7番佐藤現議員、8番太田洋市議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 5 業務報告

○議長（小原享子君） 日程第 5、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 第26回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

まず、私は 4 月の北上市長選挙において当選させていただき、5 月 15 日の構成市町長会議において企業長に選任をいただきました。議員各位をはじめ構成市町の皆様には、御指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、6 月 25 日の紫波町議会議員選挙において、めでたく当選されました佐藤議員、高橋議員におかれましては、心からお祝いを申し上げます。今後の企業団運営に対しまして、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、業務報告を申し上げます。

まず、水道施設及び管路の整備に係る事業の進捗状況について申し上げます。初めに、水道管路緊急改善事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、布設後 40 年以上経過した基幹管路の更新を行う事業であり、令和 2 年度に改定した岩手中部水道企業団管路更新計画に基づき、整備を進めております。本年度は、4 月に 3 億 1,656 万 6,000 円の補助金内示を受け、順次工事及び委託業務を発注しているところであります。予定している 17 事業は全て発注済みであり、工事の安全に万全を期し、完成を目指してまいります。

次に、配水支管更新事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、令和 3 年 3 月に改定した岩手中部水道企業団水道ビジョンにおけるアセットマネジメントにより、緊急度や施工性等を考慮して選定した管路の更新を行う事業であります。予定しております 38 事業は全て発注済みであり、工事の安全に万全を期し、完成を目指してまいります。

次に、水道施設適正化事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、今後更新時期を迎える浄水及び送配水施設の再構築を目的に、施設の延命化や更新工事を進めるものであります。今年度は、花巻市の岳浄水場更新工事のほか 8 事業を予定しており、今年度完成予定の事業が 6 事業、残り 3 事業は債務負担行為を設定し、2 か年の工事としております。予定しております 9 事業は全て発注済みであり、工事の安全に万全を期し、完成を目指してまいります。

次に、危機管理センター整備事業の進捗状況について申し上げます。危機管理センター建設と併せて整備を進めてまいりました集中監視システムの構築につきましては、本年5月に完成し、運用を開始しております。8か所の既存監視装置を1つの監視システムに統合し、クラウド化することにより、平時はもとより、災害時においても迅速に施設の運転状況を確認することが可能となっております。このクラウド監視システムの完成により、危機管理センター整備事業の全てが完成したところでございます。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（小原享子君） ただいまの業務報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第6 現金出納検査の報告

○議長（小原享子君） 日程第6、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（高橋直希君） 現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和5年1月分から9月分、現金出納検査の結果について。検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 一般質問

○議長（小原享子君） 日程第7、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 通告に従い、2項目について質問いたします。

まず1項目めは、人材確保・育成と技術継承、民間委託の現状と課題についてであります。岩手中部水道企業団は、2014年4月の岩手中部広域水道企業団、花巻市、北上市、紫波町の水

水道事業の垂直、水平統合から10年目を迎えています。職員体制は、従前の岩手中部広域水道企業団の職員に加え、統合時3市町から移籍を希望する職員が移籍する形で立ち上げられました。職員定数の決定に当たっては、様々な検討の結果、現在の72名とされ、併せて業務委託等民間への移管も進められてきました。水道事業の広域統合は、人材育成、技術継承の面での効果も期待されていますが、民間への業務の移管によって技術の継承が途絶えてしまうリスク、多様な経験を持つ人材の育成も課題であります。

そこで、まず1点目は、人材確保・育成と技術継承について伺います。岩手中部水道企業団は、事業統合から10年目を迎えています。人材確保・育成の面での現状認識はどうでしょうか。課題はないでしょうか。過去に実施した行政診断で、類似団体と比較して10人程度少ないとの結果を踏まえ、人を増やすのか、業務の効率化によって業務量の削減を図るのか、民間委託等を行っていくのかについて検討を行い、取り組まれてきたと思いますが、具体的にどのように改善に取り組まれてきたのでしょうか。

全国の多くの水道事業体では、技術継承が課題とされています。水道事業の技術継承において、何が重要だとお考えでしょうか。岩手中部水道企業団における現状と課題をどう捉えているのでしょうか。企業団の水道施設の多くは、既に多くの施設が民間企業等に委託されていますが、それに伴って企業団内の技術継承に課題はないのか。また、昨今の人件費高騰に伴う委託料の上昇による経営への影響も表面化してきています。

そこで、2点目は、水道施設の民間委託の現状と課題について伺います。水道施設管理の業務委託等民間への依存割合はどうなっているのでしょうか。民間委託を進めてきた結果、企業団における人材育成・技術継承への影響、災害発生時の応急対応などへの影響をどう捉えているのでしょうか。毎年の予算、決算を見ますと、業務委託に係る経費は、この数年で急激に上昇していますが、現状に係る問題意識はどうでしょうか。現在委託している業務を直営で行った場合の経費の試算、比較は行っていないか、また今後業務委託実施方針を見直す考えはないか伺います。

2項目めは、紫波町簡易給水施設等の事業統合についてであります。2021年10月の議会全員協議会で、2020年10月、紫波町から紫波町簡易給水施設等事業統合に関する要望書を受け、約1年間にわたって課題を整理した結果、検討すべき項目を整理し、解決しながら事業統合に向けて協議を進める旨の報告をいただいていたと思いますが、その後の協議の経過はどうか、事業統合の可否についての判断はどうか伺います。

2点目は、簡易水道、専用水道等の現状についてです。岩手中部水道企業団管内における簡

易水道、専用水道等の現状はどうか。これは、企業団の業務範囲外でありますので、分かる範囲で答弁を求めます。紫波町簡易給水施設以外に今後事業統合が見込まれる事業、施設等はあるか伺います。

以上です。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人材確保・育成と技術継承について申し上げます。人材確保・育成の面での現状認識と課題であります。人材確保については、当企業団では統合時に職員定数を72人と定め、統合当初は構成市町からの派遣職員もおりましたが、現在は企業団独自の職員採用を行い、人材確保に努めているところであります。近年の新規職員採用試験の実施にあつては、受験者数の確保が厳しくなっており、喫緊の課題であると捉えております。

また、人材育成については、職員を日本水道協会や日本経営協会が主催する研修会等に積極的に参加させるほか、職員を講師とした内部研修を実施するなど、人材育成に努めておりますが、研修内容の共有ができておらず、今後の課題であると捉えております。

また、行政診断の結果を踏まえた取組についてであります。行政診断は平成29年度に実施し、今後の方向性を職員増員による対応、業務効率化による業務量の軽減、業務委託等による業務量の軽減としたものであります。これまで担当部署の整理、事業所の見直し、施設管理の自動化等を実施し、業務量の軽減を進めてきたところであります。また、今年度は危機管理センターの整備に合わせ組織再編を行っており、さらなる業務の効率化が期待できることから、その効果も含め、引き続き業務量の軽減に努めてまいります。

また、水道事業の技術継承につきましては、水道事業全般に精通する職員の育成が重要と捉えております。全国の多くの水道事業体では、技術継承が課題とされておりますが、当企業団では統合時に職員をプロパー化していることから、他の部局への異動がなく、経験年数による水道技術の蓄積が図られております。また、人事異動に当たっては、将来を見据えつつ専門性を考慮した配置を行うことで、技術系や事務系のそれぞれのスペシャリストを育成するとともに、その両方の経験を持つゼネラリストの育成も進めております。

次に、水道施設の民間委託の現状と課題について申し上げます。現在稼働している浄水場20か所のうち、9か所の運転業務を民間に委託しており、民間委託の割合は45%となっております。民間委託による技術継承への影響については、職員の運転管理技能の低下、ノウハウや知見の喪失等が懸念されておりますが、当企業団においては、基幹浄水場である北上川浄水場の

日中の運転管理やポンプ場施設の維持管理を直営で行っており、運転管理技能の向上に努めております。また、災害対応については、運転管理業務委託仕様書等において災害時等に必要な行動を示しているところであり、民間委託により災害時の対応が低下することはないと捉えております。

今後につきましても、日頃からの訓練等を通して災害対応における委託業者との連携を確認し、災害等に備えてまいります。

業務委託に係る経費につきましては、議員御指摘のとおり近年は上昇傾向にあり、当該経費の上昇は水道事業の経営に少なからず影響を与えるものと捉えていることから、他の経費とともに全体的な精査を行ってまいります。また、水道施設の民間委託につきましては、直営との試算、比較は行っていないところではありますが、経費やリスク等を考慮し、検証してまいります。

次に、紫波町簡易給水施設等の事業統合について申し上げます。令和3年10月の議会全員協議会後の協議の経過であります。令和3年度は紫波町と企業団との間で協議内容の項目の洗い出しを行い、令和4年度は統合に係る整備概要や施設整備費の算定を行ったところであります。本年度は、統合した場合の財政見通しについて協議を進めております。また、事業統合の可否についての判断であります。事業統合が経営に与える影響を確認した上で、可否の判断を行うこととしております。

次に、簡易水道、専用水道等の現状について申し上げます。当企業団管内における簡易水道等の現状であります。令和3年度岩手県の水道概況によりますと、簡易水道が1施設、専用水道が22施設、飲料水供給施設が5施設となっております。また、紫波町簡易給水施設等以外に事業統合が見込まれる事業、施設等は、現時点で想定しておりません。

以上であります。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それではまず、人材確保・育成と技術継承の部分から再質問をいたします。

人材育成について、研修等を行っているが、うまく共有できていないというところが課題だということでありました。また、技術継承について、企業団ではプロパーの職員で配置をしているので、うまくいっているのだというふうなところでのお話がありましたけれども、水道の技術継承の中で先ほどお聞きしたのは、大事だと考える部分について、どのようなことが重要だというふうなことで考えておられるのかというところで、質問をさせていただいたところで

すけれども、こういうやり方でやっていますということではなくて、先ほど全般の育成ということで答弁があったのですけれども、どういう人材を育成していくというふうなところが重要だというふうに考えているのか、それ以上のお答えがなければならないということでも結構ですけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 平野議員の質問にお答えいたしますが、今企業長が答弁したとおりでございます。本来ですと水道事業全般に精通する職員の育成、みんな全ての内容が分かるというような職員が重要だということは捉えてはいるわけですが、全ての職員がそうなれるわけでもないところから、我々組織として、トータルで一つの水道全般に精通できればと思っておりますので、答弁にあったとおり技術系や事務系のそれぞれのスペシャリストの育成、またその両方の経験を持つゼネラリストの育成ということで、両面から人材育成をしているという内容でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） なぜこのことをお聞きしているかといいますと、今中部水道はプロパー職員になっているので、その辺はうまくやれているということなのかもしれませんが、全国的に課題となっておりますのが、今こうした技術的なことがマニュアル化、あるいは図面上ではしっかりと管理をされているのだけれども、現場を分かる人材というのは、なかなかうまく育てられていないというふうなお話も、やはり各地でお聞きする中でありますし、恐らく企業団ではそういう状況がないのかなということも、私自身ちょっと懸念といいますか、感じているところなのですけれども、そういった点についての問題意識、現状についてはどのように認識をされているか伺います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

多くの自治体が抱えている課題の一つなのですけれども、当然市町村役場に水道事業所がぶら下がっている状態がほとんどでございます。その中で、一般会計と水道会計、企業会計の人事異動があるというところで、3年から5年水道にいていろいろ技術を蓄積したのだけれども、また一般会計への異動があるというところで、技術がうまく蓄積されていない、また技術継承が困難だということが多く自治体の課題と捉えております。我々企業団といたしましては、そういう一般会計間との人事異動がないというところから、先ほども答弁しておりましたが、プロパー化となりまして、日常の業務がそのまま技術の蓄積、また水道企業団の中での人事異

動によって、引継ぎ等技術の継承が行われているものと判断しております。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） そうしますと、冒頭の答弁いただいた中で、今受験者がなかなか確保が厳しいというお話があって、そこが課題だというお話がありましたが、そうすると技術者の技術継承という面については、特段問題意識ということでは持っていないというふうな、特段何か取組をしなければならないということでは考えていらっしゃるのかということを再度伺います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり新規採用職員の受験者の確保というのが難しいというのは、どの業界でもというふうに伺っております。水道企業団でも、やっぱりなかなか受験者数の確保が難しくなっておりまして、採用が厳しいというところではございます。その中で、ここ近年ですと、例えば令和元年度は4名の職員を採用、令和2年は5名、令和3年は3名、令和4年は1名ということで、ほとんどが退職者の補充ではございますけれども、何とか定員を確保している状況ではございます。

しかしながら、ここ近年におきましては、技術系の職員の募集をかけておるのですが、なかなか技術系の方が採用にならないというのが現状でございます。なので、企業団といたしましては、事務系の職員として採用された職員につきましても、現場等に足を運ぶとか、先輩の指導の下、設計書を組むとか、そういうことで技術系のほうにも仕事ができるような環境をつくっているところでございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） お聞きをしている内容を受け止めていただいているのかどうなのかというところ、ちょっとあれなのですけれども、要は先ほど施設の管理を民間に委託することによって、そうした運転管理の技術等の低下も懸念をされるというところでの答弁もいただいたのですけれども、技監にその辺の認識をちょっとお伺いできればいいのかもしれないけれども、私、実は今すごく感じているのが、例えば施設運転管理もそうですし、あと夜間とか休日の業務、それがどうなっているのか。

今水道企業団では、夜間で勤務している状態ということはないわけですが、ライフラインに関わる事業というのは、1日24時間、1年365日、住民の生活に欠かせない安全、安心の水を供給するという責任感というのですか、プロ意識といいますか、そうしたことが重要だ

なというふうに思うのですけれども、その辺どうなっているのかという点。また、時間外とか休日の応急対応など、どのような対応をされているのかというふうなところ、通告の中にないので答弁いただけないということであれば、それもやむを得ませんけれども、お尋ねしたいと思います。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（八重樫和博君） お答えいたします。

ライフラインのプロ意識といいますか、そういうところにつきましては、先ほど企業長からも御説明がありましたけれども、北上川浄水場、平日の日中は運転管理をベテランと若手で一緒に従事しているというところでございます。運転管理に関しましては、各種運転操作マニュアルも整備しておりまして、それに従って行っておりますし、あと浄水場の機器の点検、浄水場の取水量の調整、原水濁度による薬品注入量の調整、各種工程の水質管理、それから配水池の水位調整、水質発信器の校正とか脱水機の運転、末端給水の残塩管理など、若手職員とベテランが一緒に行っている状況でございますので、技術の研さん、継承は行っていると考えているところでございますし、各種の機器の故障も職員が対応しておりまして、各種技術の継承を積んでいると考えているところでございます。

あと、浄水場の夜間の対応については、何回対応したかとか、何時間対応したかという浄水場に関するその資料が今手元にございませんので、ちょっと今お答えすることはできません。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 今その資料がないということだったのですけれども、私が水道組合さんなどからお聞きしている範囲ですと、夜間、休日の漏水対応を含めた、そうした給配水管の対応等含めて、これが今、夜間とか休日については水道組合の、つまり水道工事事業者のほうに委託をされているというふうに伺っています。ただ、これが今建設業界の2024年問題、つまり長時間労働規制強化に向けて対応が迫られている、いわゆるそうした待機業務とか、そういったことについて対応が迫られているというふうなところなどもお聞きをしてありまして、そうした意味で定数、職員の体制などと併せて考えていただく必要があるのではないかとということで、お聞きしたところでしたけれども、今資料を持っていないというところなので、それ以上は取りあえずよろしいです。

それでは、話を元に戻しますけれども、人材の確保・育成というふうな部分で1点伺いますけれども、先ほど業務診断の結果、人が足りないという状況、これを業務の効率化によって進

めてきたということですがけれども、非常に現場のほう、決算の状況では細かい数字分かりませんけれども、依然として時間外労働が多い状態が続いているというふうに思います。現場のほうに人が足りないという認識は、お持ちではないのかというふうなことで伺いたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

現場の対応する人数、職員が少ないのではないのかという御質問だと受けましたけれども、当然余裕があるとは思ってございません。しかしながら、定数の問題になりますと、いろいろ弊害がございますものですから、取りあえず今の段階では定員を増やすというよりも、まず今の仕事が本当に必要なのかどうかですとか、効率化ができないかとか、そういうところを考えていただきまして、その次に業務委託ができるのかどうかと。最終的に人が足りないというのであれば、やはり定員のほうに手をつけていかなければならないのかなというふうに考えておりますけれども、当然業務委託とか人員を増やすことによりまして、経費も増えることでございますので、そこら辺も鑑みながらといいますか、状況を見ながら進めていければなというふうに考えてございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 人材育成の点でもう1点伺います。

水平、垂直統合前の水道企業団では、構成市町との人事交流が行われていたと。取組の結果、人材育成にもつながっていたというふうにも聞いております。今年の県の人事委員会の勧告を見ますと、ジョブローテーションによる段階的な能力向上を図ることが重要だということで報告がされているようです。今大規模災害等を想定した構成市町の応援体制等を円滑に進めるといふようなことなども課題になっていると思いますけれども、そうした意味で、そうした人事交流等の取組などを進める考えはないか伺います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

人事交流の件で捉えておりましたけれども、人事交流、非常に成果の上がる内容のものとは捉えてございます。しかしながら、人事交流ができるような状態というか、企業団全体としまして、まだまだその足場が固まっていないという状況でありますので、もうちょっと先の話なのかなというふうには考えております。当然構成市町との人事交流ですとか、水道企業団同士の交流ですとか、あとは例えば日本水道協会との人事交流ですとか、実際にそういうことで様々やっている事業体、企業団さんがおられますから、そこら辺も情報を聞きながら、我々の

できるところで進めていければと考えております。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、民間委託の現状と課題の部分で再質問いたします。

今施設管理の業務委託費、年々高騰していると、上昇していると、少なからず経営を圧迫しているということでの答弁がありました。具体的な数字が今お答えいただけませんでしたし、直営で行った場合との比較ということでも行っていないというところの答弁でしたので、まず現状で、直営で行うよりも民間で行ったほうが経費的に安く済んでいるという考え方なのか、あるいは高いけれども、やむを得ないのだというふうな考え方なのか、その辺までも分析がないのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、施設の運転業務委託費用に関しましては、年々かなり上昇しているというのは認識しているところでございます。しかし、この業務委託の分をそのままプロパー職員で対応するものか、業務委託で対応するものか、その比較検討というのはかなり計算が難しいものと今捉えております。こうした状況の中で、人件費も年々上がっているというところがありますので、今現在行っている運転の業務委託についても、もう少し精査していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） これから検討していく必要は感じているということでの答弁でした。具体的な数字がないので、それ以上お話をすることが難しいわけなのですけれども、高いけれども職員がいない、あるいは定数の制約があるというふうなところでやってしまえば、結局はこの経費、水道料金に跳ね返るというふうなこと、住民の負担になっていくというふうなことでありますので、このことは、金にかかるが民間にお願いするしかないということになるとすれば、地方自治法あるいは地方公営企業法の趣旨からも外れてしまうというふうなことでも思っていますので、ぜひ今後検討していくべきではないかというふうに考えていますが、先ほどの答弁のところで結構です。

それでは、紫波町の簡易給水施設等の事業統合についてということで再質問をしたいというふうに思います。今可否の判断もまだこれからの判断だというふうなことでしたけれども、先ほどの答弁の中で、令和4年で施設整備費の算定を行っているということでの答弁がありまし

た。この部分で、議会のほうには報告いただいていないと思いますけれども、検討の段階ですので、示していただける部分があれば、どれぐらいの整備費が見込まれるのかをお尋ねいたします。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

昨年度、令和4年度ですけれども、概算整備費につきまして紫波町と共同で業務委託を発注しまして、試算したところであります。令和4年度試算で、施設整備費としまして12億4,000万円、概算でございますけれども、かかるという金額が出てございます。ただし、その中には既存の施設撤去費、用地費は別途でございますので、引き続き紫波町と企業団で内容について協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 大きな額だなというふうに今感じましたけれども、その辺を含めての今後の検討ということだと思いますけれども、これは国の補助等の仕組みなどというものはあるものなのかということを、分かれば教えていただければと思います。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 国の補助についてですけれども、今現在のところは、まだその辺の照会はやっておらないところでございます。今後話が進む中で、国、県に照会しながら進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） そうしますと、一昨年このことの報告、説明をいただいた際には、令和9年度をめどにというふうなことで御報告いただいていたと思いますけれども、この判断というのはどのタイミングで行われる見通しなのかをお尋ねします。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

昨年度概算費用を出したわけですが、今年度につきましては財政シミュレーション、また認可変更のスケジュール等を協議しているところでございます。当初協議内容を一応26項目と定めまして、現在紫波町と協議しております。ですので、この26項目をまず全て協議することと考えていますし、財政シミュレーション、認可変更スケジュール等の話が進んでくれば、

近い時期に統合の可否判断はできるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 以上で4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

日程第8 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

○議長（小原享子君） 日程第8、報告第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました報告第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させることの協議、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理することの協議及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定に基づき、去る3月2日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上で、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について説明を終わります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第9 報告第2号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（小原享子君） 日程第9、報告第2号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました報告第2号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、高円万寺浄水場水質発信器更新工事監理業務委託につきましては、横に3つ飛んでいただきまして、翌年度繰越額429万円、同様に高円万寺浄水場水質発信器更新工事1億5,404万4,000円、大迫中央浄水場取水ポンプほか更新工事3,680万8,000円、藤沢配水池配水施設無停電電源装置更新工事560万円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

これらの事業につきましては、令和4年度に契約済みであり、このうち高円万寺浄水場水質発信器更新工事監理業務委託及び高円万寺浄水場水質発信器更新工事につきましては、令和5年5月に完了しております。その他2件の工事につきましては、本年12月までの完了を予定しているところであります。

以上で、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書につきまして説明を終わります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第10 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（小原享子君） 日程第10、報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した

書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告につきまして説明を終わります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第11 議案第8号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（小原享子君） 日程第11、議案第8号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第8号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について提案の理由を申し上げます。

資料をめぐっていただきまして、事業報告書の1ページであります。令和4年度は、岩手中部水道企業団水道ビジョンにおける施策の実施に取り組み、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道管路緊急改善事業を継続するとともに、有収率向上のための漏水調査等を実施するなど、効率的な事業運営の推進に努めました。

また、危機管理センター整備事業については、庁舎棟、車庫倉庫棟が令和4年10月に完成し、危機管理部門、品質管理部門を移転集約し、同年12月から危機管理センターの業務を開始いたしました。

今後も「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、水道ビジョンに掲げる「地域と未来をつなぐ岩手中部の水道」の基本理念の下、水道事業運営に取り組んでまいります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は9万7,143件で、前年度に比較して1,235件、率にして1.3%の増、給水人口は20万8,443人で、前年度に比較して1,509人、率にして0.7%の減となっております。また、総配水量は前年度に比較して1.2%の減、有収水量は1.1%の減となり、有収率は87.2%で、前年度に比較して0.1ポイントの増となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として岩手中部浄水場沈澱池汚泥掻寄機更新工事のほか、高円万寺浄水場水質発信器更新工事等を施工しております。また、配水及び給水施設整備事業として、耐用年数を経過した配水支管の更新工事のほか、水路改修や道路改良等に伴う配水管移設工事等を施工しております。また、危機管理センター整備事業として、建築工事、電気設備工事、機械設備工事のほか、北上川浄水場既設システム機能増設工事等を施工しております。また、水道管路緊急改善事業として、17か所の基幹管路更新工事のほか、設計業務を行いました。さらに、営業設備費として、水質検査機器、除雪機など機器、設備の更新を行っております。

2 ページの漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査、流量測定調査及び戸別調査を実施し、322件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところであります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、加入金、消火栓維持管理負担金、長期前受金戻入の増等により、事業収入が61億9,801万6,060円となりました。また、事業費用は、配水及び給水費、総係費、減価償却費の増等により59億6,307万4,036円となり、その結果、令和4年度の純利益は2億3,494万2,024円となりました。

資本的収支は、企業債、工事負担金等の増により収入総額が32億2,177万1,622円となりました。また、支出総額は、建設改良費、企業債償還金の増により65億5,175万3,485円となり、その結果、収支差引き不足額は33億2,998万1,863円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3 ページ、(2)、経営指標に関する事項につきましては、事業経営の実態を示したものであります。経営の健全性を示す経常収支比率は、収益の増加を費用の増加が上回ったことから、前年度に比較して3.57ポイント減の103.94%であります。料金の収益性を示す料金回収率は100.01%であり、前年度に比較して4.34ポイントの減となっておりますが、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況であります。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は47.61%であり、前年度に比較して0.3ポイントの増となっております。法定耐用年数を超過した管路の率は11.72%であり、前年度に比較して0.22ポイントの減となっております。令和4年度に更新した管路の更新率は1.13%であり、前年度に比較して0.14ポイントの増となっております。今後も、将来の更新需要に備えて計画的な施設更新を行ってまいります。

4 ページ、(3)、議会議決事項は、議決、認定賜りました14件及び議会からの発議案2件を記載しております。

5 ページ、（４）、行政官庁認可事項から、（６）、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたします。

6 ページ、２、工事につきましては、１件1,000万円以上の建設改良工事を８ページまで記載しております。

9 ページからは、３、業務につきまして、12ページからは、４、会計につきまして、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります。16ページ、17ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。収入の第１款水道事業収益は、決算額が68億1,102万8,816円で、予算額68億565万3,000円に対して537万5,816円の増となっております。支出の第１款水道事業費は、決算額61億7,936万5,038円で、予算額65億6,418万8,000円に対して３億8,482万2,962円の不用額となっております。内容を28ページから34ページに消費税抜きで記載しております。

18ページ、19ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。収入の第１款資本的収入は、決算額32億2,177万1,622円で、予算額34億8,363万5,000円に対して２億6,186万3,378円の減となっております。支出の第１款資本的支出は、決算額65億5,175万3,485円で、令和５年度への繰越額２億74万2,000円を除いて、予算額73億119万5,000円に対して５億4,869万9,515円の不用額となっております。内容につきましては、35ページから37ページに記載しております。

次に、21ページの損益計算書であります。当年度純利益は２億3,494万2,024円となっております。

次に、22ページ、23ページの剰余金計算書であります。資本金、剰余金の令和４年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。令和４年度末処分利益剰余金２億3,494万2,024円を減債積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第２項の規定により議決を求めるものであります。

24ページ、25ページには貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、38ページ、39ページには固定資産明細書、40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しております。これらについては説明を省略させていただきます。

以上、令和４年度決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定と併せまして、よろしく御審議の上、原案のとおり議決及び認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君）　続きまして、令和４年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第７、審査の結果までとし、第８、審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課総務係長）（高橋直希君）　令和４年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第１、審査の種類。令和４年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算に係る決算審査。

第２、審査の対象。令和４年度岩手中部水道企業団水道事業会計に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類。（以下「決算書類等」という。）

第３、審査の着眼点。１、事業の運営が当初の目的に対して、計画どおり進んでいるか。２、決算書類等が証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。３、事業が合理的かつ効率的に運営されているか。４、会計事務が適法な手続によって処理されているか。５、予算の執行は、適正に行われているか。

第４、審査の主な実施内容。諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。なお、審査は全て岩手中部水道企業団監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠して行った。

第５、審査の実施場所。花巻市交流会館、第２会議室及び第４会議室。

第６、審査の日程。令和５年６月２７日、７月２６日、８月２２日及び９月２６日。

第７、審査の結果。１、決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。２、決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。３、事業の経営成績及び財政状況は、適正に表示されているものと認めた。４、予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（小原享子君）　これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。５番照井明子議員。

○５番（照井明子君）　ただいまの決算の報告についてでございますが、３点ほど質問をさせていただきます。

まず、項目を述べさせていただきます。１点目は、危機管理体制と浄水場の整備に関わってになると思いますので、決算書の１ページの報告にありました原水及び浄水施設事業について

及び審査意見書の14ページにも記載されております危機管理体制の強化の報告に関連しての質問をさせていただきたいと思います。それから2点目は、決算書の4ページに記載されておりますが、議会の議決事項として、育児休業等条例の一部の改正がされておりました。これについての質問をさせていただきます。それから3点目は、決算書の5ページになりますけれども、職員に関する事項が記載されております。私は、会計年度任用職員について質問をさせていただきます。以上、3点です。

まず、最初の浄水場の関係でございますが、近年大雨によって浄水場が浸水してしまうという、そうした事案が全国で数多く発生をしております。それで、令和4年度の本企業団の取組はどうであったかということについて確認をさせていただきたいと思います。いろいろとそうした全国の事例の検証をいたしますと、一つには浄水場の老朽化、そういった浸水によって断水をしてしまう、そして大規模な地域が断水をしてしまったという、秋田県では2万戸断水するのではないかというふうに発表されたわけですが、実際には1万戸強ぐらいだったようでございますが、そうしたことがこの地域でも発生しないとは限らないというふうに私は感じております。

そこでお尋ねですが、当企業団における浄水施設の老朽化、法定耐用年数超過設備率、これが水道ビジョンの中に令和4年目標値として32.9%というふうに示されておりますが、実際にはどのような数字でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

浄水場の浸水対策というところでございますけれども、現在稼働している浄水場が圏域内に20か所ございます。その中で、浸水が想定されるエリアにも、何か所か隣接されたところに浄水場は建っているところもありますけれども、現在の立地条件から見まして、特別に浸水対策が必要な部分、箇所はないと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それは、最後のところで聞こうと思っていたのですが、今お聞きしたかったのは水道ビジョン、これの67ページに、こういった施設の耐用年数についての目標値が、設備の耐用年数超過設備率というものが記載されておまして、一つに秋田県の検証を見ますと、やはりそうした浸水が起きたのは浄水場の老朽化、そういった設備の老朽化が要因だったという反省もされているわけです。そのことに関連して、本企業団ではこうした目標

値を掲げておりますので、それに対して令和4年度の実績値はどうだったのかということについてお尋ねをしたかったわけでございます。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 法定耐用年数超過設備率というところでございますけれども、ここの超過設備率の捉え方ですけれども、設備が数千という設備数としてあるわけですから、基本としましては、耐用年数というところを目安に更新はするものですが、やはり延命できるものは延命したいというスタンスでございます。そうした中で、この数字が出ているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） では、よろしいです。目標値に近い実績値だというふうに理解いたします。

次に、やはり他市のそうした検証を見ますと、定期的な点検、これについても検証されております。実際に秋田市でも、目視で毎日点検を3回行っていたと、しかしながら十分ではなかったという、そういった反省も指摘されております。送水ポンプを停止させた状態での動作確認も行っているというような、しっかりとした対応を取られながらも、しかし間に合わなかった、やはり断水、住民に対して、また病院や施設に対して御迷惑をかけざるを得なかったという、そうした反省もされております。本企業団における定期点検の状況及び訓練については、どのように実施がされてまいったのでしょうか。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 照井明子議員の質問にお答えいたします。

定期点検ですけれども、施設や、また機器によって、その点検頻度というのはかなり数が違うところがございます。重要なところに関しましては、当然毎日点検しているところですし、水質等につきましては2時間に1回、3時間に1回という頻度で確認してございます。というところで、その辺の点検に関しては、特に問題なく対応しているというところがございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 訓練についてはいかがでしょうか。浸水を想定した訓練というのは、されておりますか。

○議長（小原享子君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） 照井議員の御質問にお答えいたします。

訓練につきましては、毎年1回以上テーマを決めて訓練しております。浸水に備えての訓練というのはこれからでございますが、給水活動訓練だったり、本部訓練、参集訓練というものを実施しているところであります。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、情報伝達手段についてでございます。大規模漏水があった際も、住民の方々からたくさん御意見が寄せられました。今回やはり秋田市の例を見ますと、対象地域の総合病院は、夕方から翌朝まで緊急患者の受入れを中止せざるを得なかった、そのような状況も発生をしております。また、高齢者施設はバケツに水をためて断水に備えた、また市民の方々はスーパーにペットボトルを買いに行き、夕方には2リットルのペットボトルが全部なくなってしまったという、そういうような報告もされておりました。私は、やはり情報伝達、これは大変重要なことだというふうに思っております。特に病院など、命に関わる事業をされている方、また弱者と言われる高齢者の対応をされている施設、こうしたところにも十分な、しっかりとした伝達を迅速に行うということがとても求められているなというふうに思っておりますが、その点についてのシミュレーションの取組についてお伺いをいたします。

○議長（小原享子君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤清基君） シミュレーションの取組というところですが、実際には医療機関との訓練はこれからというところであります。実際に花巻の漏水事故等、病院からの連絡、そして給水活動というところを経験しております。そういう中で、向上していただいております。今後そのようなシミュレーション、病院との連携、そういうものに関しては、これから訓練を検討していきたいと考えております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、2点目でございます。

育児休業の取得の状況についてお尋ねをいたします。令和4年度の取得状況について、男女別にお伺いをいたします。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

令和4年度の育児休業の実績でございますが、女性2名が取得しております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、男性の取得はゼロであったというふうに確認をさせていた

できます。

それで、男性の取得、これが本当に今課題になっておると思いますが、水道企業団において男性の取得がなぜ進まないかについて、どのように分析をされておりますでしょうか。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

実は、令和4年度、岩手中部水道企業団の男性職員で育児休業取得対象者といえますか、3名おりました。残念ながらその職員につきましては、育児休業の取得には至っておらないというのが現状でございました。なぜ取得しないかといいますと、本人に確認したわけではないので、はっきりしたことは申し上げられませんが、育児休業を取得することによる収入減で経済的な部分ですとか、あとは考えられるのは業務が多忙でなかなか取得できないとか、あとは取得することによって職場に負担をかけるとかというのが考えられますが、想定の中でお話しできませんので、以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 全国的にも課題とすれば収入の面、それから職場の理解が少ない、低い、それからやはり人手不足で遠慮してしまうというような、そういったことがあるようでございます。やはりそういった課題を一つ一つクリアしていく、解決していくことが重要だというふうに思っております。今後やはり地域の少子化対策、またジェンダー平等社会の実現に向けても、これは大変重要な制度だというふうに思っておりますので、ぜひ進めていってほしいなど。それに伴って、人手不足であるならば、やはり職員定数を増やす、そういったことも必要になってくるのではないかとこのように思っております。

それでは、3点目でございます。会計年度任用職員についてです。令和4年度は、22名の会計年度任用職員というふうに記されております。資料を頂きました。この22名の内訳を見ますと、男性が12名、そして女性が10名、また職種別では事務系が7名、技術系が15名、そして1年間の給与の年収別を見ますと、年収200万円未満が8名、200万円から300万円が14名、300万円以上がゼロ名というふうな状況で、全てパートタイム、短時間雇用だというふうに説明を受けました。私は、この会計年度任用職員の方々の役割、大変重要だというふうに捉えております。

2022年の12月23日に総務省は、会計年度任用職員制度の適正な運用等についての通知を発しております。そして、企業団にも恐らく届いておると思いますが、この通知は5つの柱によっております。1つは、空白期間の適正化、2点目は適切な給与決定、3点目は適切な勤務時間

の設定、4点目は再度の任用について、5点目、その他として勤勉手当の支給検討の状況についてというふうに述べられております。その中での通知内容について、何点か確認をさせていただきます。②の適切な給与決定についてでございます。総務省は、地域の実情等を踏まえて適切に決定する必要があること、その際地域の実情等には最低賃金が含まれることに留意することと示されております。これは、公務員には最賃法が適用されていないという理由で、最低賃金以下での雇用があるというところもあることから、是正を求めたものでございますけれども、当企業団については、この最賃法は守られておりますでしょうか。最賃法以上の給与体系となっておるのか、確認をいたします。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

今その通知の文書が手元にはないものですから、詳細なことはお伝えできないのですが、企業団における会計年度任用職員の給料でございますが、実は令和2年度でしたか、制度設計するときには、もちろん構成市町、特に北上市、花巻市の状況を見ながら設定したところでございます。ですので、基準はクリアしているものというふうに捉えております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） その基準が、私も花巻市には確認をしておりますでしたが、最賃法をクリアされているのかということについてどうなのかという質問ではございましたけれども、その点については、それではまた後ほどしっかりと、私も花巻市のほうにも聞いてみたいと思いますし、企業団としても検証をしていただきたいというふうに思っております。

それから、4番目の再度の任用についてでございます。職員の方々は、やりがい、誇りを持って仕事に従事をされております。この通知の中には、実は総務省マニュアルにあります国の取扱い例示が、従前の2回までというふうになっていたものが、連続2回限度とするよう努めると改められました。これの意味というのは、2回というのにこだわることはないという、そういう意味でございまして、法的義務も拘束力も何もありませんというふうに理解できます。それで、先日お伺いしたときに、企業団さんは5回までですというふうにお聞きしましたけれども、私はたとえ5回であってもそれにこだわる必要はなく、やはりこうした会計年度任用職員の仕事は大変重要な業務でありまして、専門性や継続性、公平性、平等性、これが求められる仕事でございますので、再度の任用については本人の希望を前提に、公募によらずに勤務実績による能力実証で行うことも可能というふうに捉えられるわけでございますが、その点についての所見を伺いたしたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 御質問にお答えいたします。

現在の企業団の任用方法でございますが、最初の任用はハローワークで募集、そのとおりでございます。次年度以降につきましては、人事評価の結果をもって、同一職員の再度任用をするかどうか判断します。あと、議員御指摘の5回といいますか、最大5年の実質的継続ということなので、更新は4回でございます。その後は、またハローワークでの募集から始めるということで、一応そういう概要として我々はやってございます。なので、5年やったのもうできないというわけではございませんので、そこはそのとおり人事評価の結果をもちまして、5年過ぎた場合であっても必要であれば、当然ハローワークは通してもらいかもしれませんけれども、5年でもう雇わないというような考えではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） もう一度申し上げますけれども、これは人事院の通知でございます。公募を行うことが法律上必須ではないというふうに通知がございますので、その点についても御配慮をしていただきたいというふうに申し上げて終わります。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、何点か私からまとめて質問します。

まず、決算書の2ページですけれども、漏水対策の状況についてですけれども、2行目のところの後半、1万6,590戸に及ぶ戸別調査を実施し、322件の漏水箇所を発見し、修繕に努めたとあります。この戸数についてですけれども、例年6万件前後、前年ですと約6万5,000件の調査が行われているようですけれども、今の調査の業者については、昨年度は3年契約の2年目だと思うのですけれども、プロポーザルでそのような形での調査内容ということになっているのか、あるいは何か調査方法を変えたということなのかというところをお聞きしたいと思います。

あと、3ページのところすけれども、料金回収率、令和4年度は100.01%ということで、辛うじて料金が黒字になっているということですが、今年度、状況どうなるか分かりませんが、懸念をされますのが電気料金の高騰であるとか、あるいは様々な物価高騰というふうな中で、今全国的に水道料金の値上げを行う自治体が増えているというふうなところなどもあります。昨年度でしたか、議会での質疑等の際には、今の水道ビジョンの中では、料金の見直し等を行うことは予定していないということで答弁いただいているのですけれども、この辺今

後、いわゆる赤字というふうなところが想定をされてきた場合に、そうした資金というのか、収支のやりくりというのは、どのような形を見込んでおられるのかというところをお聞きしたいというふうに思います。

あと3点目なのですが、11ページ、財政分析及び経営分析の中段、料金収納率、当年度97.93となっております。昨年の質疑の際に、今の受託者とのプロポーザルでの数字というのは98%で契約となっているということで、私がデータを持っているところでは、多分98を割り込んだというのは初めてだと思うのですが、ペナルティーとか何か、そういったことがあるものなのかというところをお聞きしたいというふうに思います。

あと、14ページです。最後、4点目なのですが、14ページの一番上に業務委託の契約の状況が載っております。恐らく多くの契約が来年度の更新ということなので、来年度の当初予算に契約に係る予算が計上されてくるものというふうに思いますけれども、来年度の契約の更新に向けては、先ほどの一般質問でもありますけれども、委託料の高騰ということが非常に懸念をされているということですが、この辺の見通しについて分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小原享子君） 管路課長。

○管路課長（小田嶋 伸君） ただいまの平野議員の1点目の質問にお答えいたします。

漏水調査の業務委託についてでございますが、プロポーザルを介しまして今年3年目となりまして、やはりその効果としましては、1年を通して切れることなく調査できるということで、効果が上がっているということでございます。また、今年3年目ということで、また次のプロポーザルの準備中ということでございます。よろしいですか。

○議長（小原享子君） 営業企画課長。

○営業企画課長（照井秋彦君） 質問にお答えします。

まず、令和4年度決算で料金回収率100.01%になってしまいましたというところでのお話ですが、令和4年度に関してはちょっと特殊要因もありまして、料金に対しまして経費が物価高騰というか、電気料金が上がったというのはそのとおりです。6,000万ほど前年度に比べて上がっているのは確実です。

ただ、そのほかに委託料というのがやっぱり一番大きなことでしたけれども、議員指摘の業務委託に関してということでもありましたけれども、業務委託の経費に関しては、令和4年度は、例えば基幹浄水場等は3年の契約になっていまして、まだ変わる時期ではなかったのもので、

さほど業務委託にそういった影響というのは、実際は令和4年に対しては出ていないところでした。ただし、業務委託で変わったというのが、漏水の修繕を業者に委託しているのですが、突発漏水が大きくあったものですから、そちらのほうで6,000万ほど大きい分が生じたとか、あと危機管理センターの関係で、移転等の委託という新たな費用が特殊要因で増えたというのがあります。ただし、物価高騰では電気料金というのはそのとおり、反映されたのはそのとおりでございます。

今後の見通しというのですか、100.01に対してどういった形でやっていくかに関しては、以前も議会のほうでお話ししましたが、財務シミュレーションをしている中においては、ここ一、二年ほどは、留保資金がありますので、何とかそちらのほうで賄っていくということはできるということは考えているのですけれども、それ以降に関しては、やはりどのくらい経費がかかるというのをきちっと見直した上で経費算定をして、料金等に反映させるべきかどうかというのは、慎重に判断して進めていかなければならないと考えております。

あと、料金収納率に関して97.93%ということで、98%を下回ったということでお話しいただきました。これらは、委託業者とともに98%を目標ということで進んでいるのはそのとおりでございます。ペナルティー等に関しては、特にございません。一応その目標で頑張っていきたいと思いますということで、一緒にやっている形です。

今回の97.93という分析に関してなのですけれども、これも前の議会のほうでもちょっとお話しさせていただきましたけれども、3月31日時点ということでの収納率になりますけれども、我々の料金の期限といいますか、締切りが月末になっている関係上、例えば3月の料金の納期限というのが3月31日になっていますので、お客様がそれを末に納めたとしても、我々の口座に入ってくるのがどうしても年度を越してしまうということがありまして、そこら辺で98を割る、割らないというのが現実的にございました。今年度も大口のお客様が、遠くのほうの銀行から振込がありまして、その関係で次に越してしまったというのが現状であります。ただし、約2か月過ぎた経過で、6月時点での令和4年度の収納率を前年度と比較しますと、令和4年度分のほうが収納的には上回ったという実績となっていましたので、それは3月31日で時間を区切ったというところでの結果だということで、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 平野議員の御質問にお答えします。

14ページでございます。②番、委託のところです。紫波町上水道施設運転・維持管理業務委

託というところで、令和元年度から令和5年度まで、株式会社明電舎と今契約をしているところでございます。来年度、令和6年度からまた5年間、令和10年度までにつきまして契約予定というところで、業者選定につきましては、今年度プロポーザル方式で選定しようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 2点再質問です。

漏水調査のところ、私の聞き方が悪かったかもしれません。おとしまで、令和2年度までは、毎年6万戸前後の漏水調査、戸別調査を行っていたものが、令和3年度から今のフジ地中さんの3年契約になって、令和2年度は6万5,000件行いました。令和4年度は1万7,000件ですというのは、それはプロポーザルとして、そういう調整の仕方をするということなのか、あるいは調査の仕方自体何か変わったということなのかをお聞きしたのです。

あと、すみません、今の施設管理の委託料ですけれども、来年度紫波町の施設に限らず、上から5つ、来年度中に契約の更新を迎えると思うのです。これが来年度の予算に反映されてくると思うのですけれども、また大きく上がるとか、そういう予算上の見通しはどうかというところをお尋ねしたのです。

○議長（小原享子君） 施設第一課長。

○施設第一課長（高橋文也君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

北上川浄水場の管理業務委託、高円万寺浄水場の管理業務委託、岩手中部浄水場の管理業務委託につきましては、令和5年からまた新たに各契約相手方と契約しているところでございますけれども、こちらから示す管理の仕様ですけれども、その辺の大きな変更はないものでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 管路課長。

○管路課長（小田嶋 伸君） 平野議員の質問にお答えします。

漏水調査の内容としましては、変えてはございません。

○議長（小原享子君） 8番太田洋市議員。

○8番（太田洋市君） 今のところ、漏水対策の現状、2ページのところ、最後ですけれども、「322件の漏水箇所を発見し、修繕に努めた」、この「努めた」だと、すっかり直せなかったのかなというような疑問がちょっと湧きましたので、これ「修繕を完了した」にはならないわ

けですか。この辺の現状とその見解、お伺いします。

○議長（小原享子君） 管路課長。

○管路課長（小田嶋 伸君） ただいまの議員の質問にお答えします。

「努めた」と書いておりますが、まず完了したということで、あとは予算に応じて全て終わったかの確認はできておりませんが、発見したもののうち322件は修繕を行った、322件の漏水を発見し、完了したということでございます。

○議長（小原享子君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第12 議案第9号 令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小原享子君） 日程第12、議案第9号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第9号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

予算第2条の資本的収入及び支出であります。内訳を10ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧ください。資本的収入につきましては、既決予定額に4,279万2,000円を増額し、予算額を26億4,002万8,000円とするものであります。内容につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の増及びこれに伴う構成市町出資金の増によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、32億3,415万6,000円となりますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億5,239万9,000円と、過年度分

損益勘定留保資金28億8,175万7,000円で補填するものであります。

以上、令和5年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、令和5年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採択いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時51分～午後 4時52分）

○議長（小原享子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第10号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（小原享子君） 日程第13、議案第10号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

○書記（総務課総務係長）（高橋直希君） 議案第10号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について、次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法第39条の2、第5項の規定により議会の同意を求める。

住所、花巻市上小舟渡548番地。

氏名、萬久也。

生年月日、昭和31年9月14日生まれ。

令和5年10月30日提出、岩手中部水道企業団企業長、北上市長、八重樫浩文。

以上であります。

○議長（小原享子君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） ただいま上程となりました議案第10号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

監査委員は、企業団規約第11条第1項において2人と定めており、同条第3項において任期を4年と定めております。

現職の萬久也監査委員の任期が令和5年10月18日をもって満了となったことから、提案の通り同氏を再び選任しようとするものであります。

萬久也氏は、昭和57年に東和町役場に採用され、老人保健施設華の苑事務長、東和総合支所市民サービス課長、議会事務局次長を歴任し、平成29年に会計管理者を最後に退職され、現在花巻市の監査委員を務められるとともに、当企業団の監査委員職務執行者として在職しております。

萬氏の長年にわたって培われた豊かな行政経験と人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

これより議案第10号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時55分～午後 4時57分）

○議長（小原享子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第26回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会議員

佐 藤 現

岩手中部水道企業団議会議員

太 田 洋 市